

監事監査規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第18条及び特定非営利活動法人SOS総合相談グループ（以下「SOS」という。）定款第17条第5項の規定に基づき、SOSに係る監事の監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

2 監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、SOSが法令及び定款に定めるところにより、適正かつ効率的な業務の運営を図り、適正かつ妥当な会計経理を確保することを目的とする。

(監事の基本的心得)

第3条 監事は、常に業務運営の実施状況を把握するとともに監事の意見を形成するに当たっては、よく事実を確かめ、公正不偏の態度を保持し、合理的判断を行うよう努めなければならない。

第2章 監査の実施

(監査の対象)

第4条 監査は、次の各号に定める事項について行う。

- (1) 関係法令及び定款その他諸規程等の遵守状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 事務処理の適正化及び業務運営合理化の状況
- (4) 予算及び事業計画の実施状況
- (5) 資産の取得、管理及び処分状況
- (6) 決算報告書及び財務諸表の適否
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監事は、毎年度1回以上、業務執行の状況及び財産の状況について、定期監査を実施するものとする。
- 3 監事は、特定の事項について、必要と認めたときは、臨時監査を実施することができる。
- 4 監事は、毎事業年度当初に監査対象、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、その年度の監査計画を策定し、理事長に通知するものとする。

(監査の方法)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 書面監査は、会計関係証憑、契約書その他必要書類について行う。
- 3 実地監査は、資産等の保全、管理状況及び業務の運営状況について行う。
- 4 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により、監査を行うものとする。
(監査への協力)

第7条 理事及び職員は、監事の求めに応じ、必要な資料等を提出し、報告及び説明を行うなど、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

第3章 監査報告及び意見等

(監査結果報告書の提出等)

第8条 監事は、監査の結果に基づき、監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、軽微な事項については、口頭で行うことができる。

(改善意見の提出等)

第9条 監事は、監査の結果により、業務及び会計につき、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、理事長に改善意見を提出するものとする。

2 理事長は、監事の意見に対し、遅滞なく、必要な措置を講じ、その結果を監事に通知するものとする。

3 監事は、改善意見の措置状況を確認しなければならない。

(会議への出席及び意見の開陳)

第10条 監事は、理事会その他業務運営に関する重要な会議に出席して、意見を述べることができる。

(決算報告書等に対する意見)

第11条 監事は、決算報告書及び財務諸表につき監査したときは、意見を付することができる。

(事故等の場合の監事への報告)

第12条 理事長は、業務上の事故その他業務運営に大きな影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、直ちに、文書又は口頭により、監事に報告しなければならない。

(総会等への報告)

第13条 監事は、監査の結果、SOSの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は東京都知事に報告しなければならない。

第4章 雜則

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。